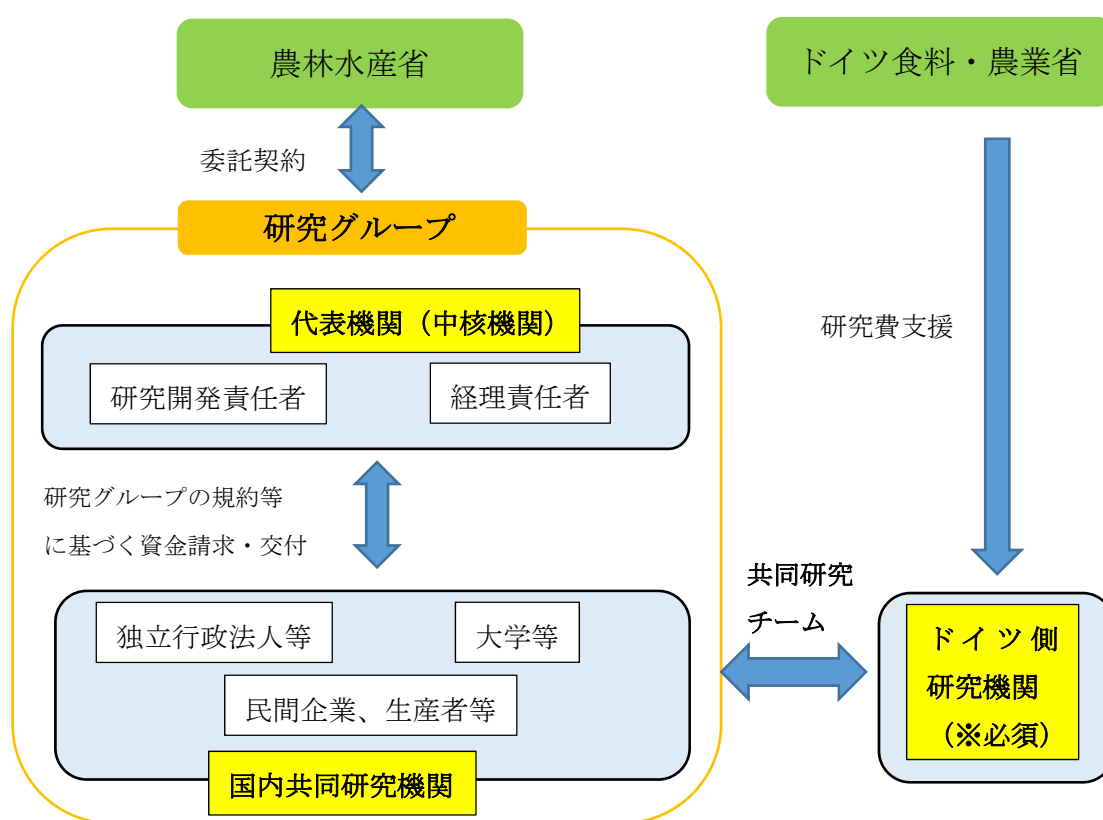


戦略的国際共同研究推進委託事業に係る契約方式について

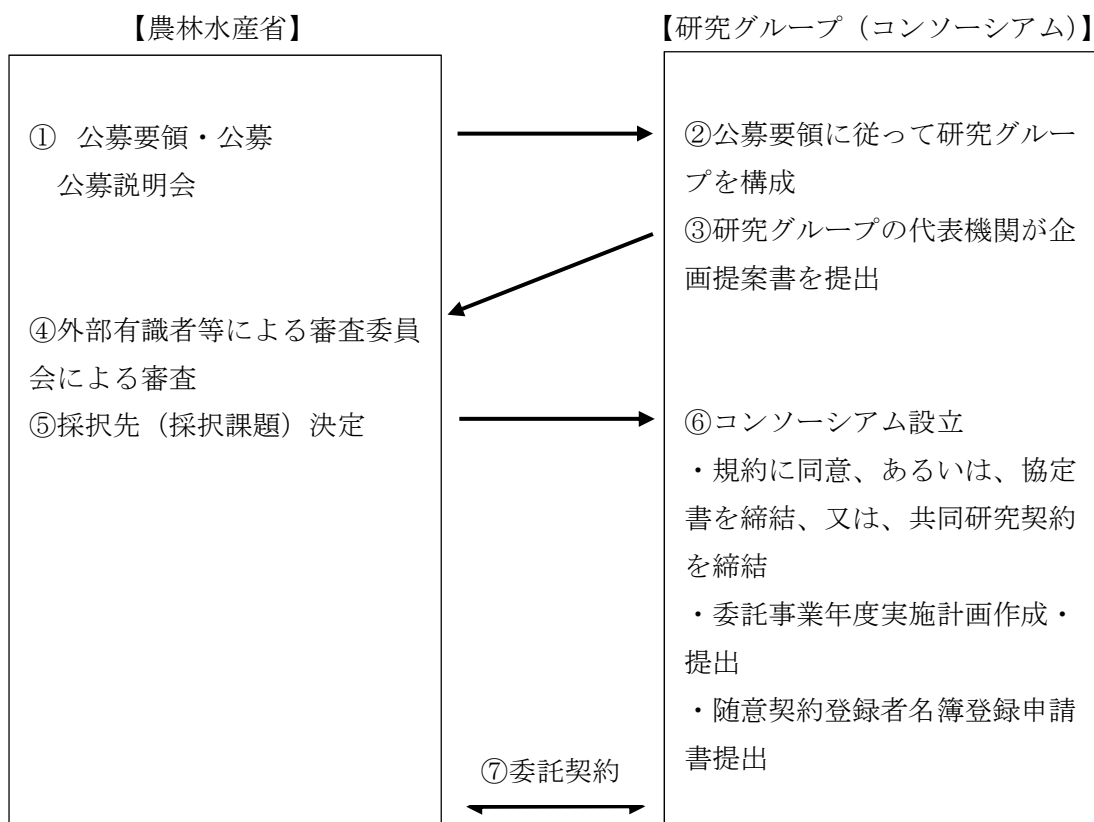
複数の機関で構成される共同研究による、農林水産研究委託事業への応募及び当該事業の実施に当たっては、複数の研究機関等が共同して研究グループを構成している実態、その研究機関等相互の協働等を考慮し、研究機関が共同して構成した研究グループに農林水産省との契約を締結していただくこととしています。

その際の事務の流れは次の 1. 及び 2. のとおりです。



※研究グループと農林水産省との契約に当たっては、研究機関等が共同して構成した研究グループの代表機関に農林水産省と契約していただきます。平成30年度戦略的国際共同研究推進委託事業のうち日独農業大臣会談での合意実施・フォローアップ事業公募要領Ⅴの2「国内の複数の研究機関等が研究グループを構成して研究を行う場合の要件」を満たすとともに、参画する研究機関等それぞれの分担関係を明確にした上で、研究グループの代表機関が中心となって、契約単位としての研究グループを設立していただきます。研究費は、各研究機関等に責任を持って執行していただきます。なお、ドイツ側研究機関が共同研究チームに参画することは必須です。

1. 公募から契約締結までの事務の流れ



※注1：⑥により、研究グループとして契約する体制を構築

※注2：随意契約登録者名簿登録申請書は、農林水産省との契約を代表機関である法人名等で行う場合であって、農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する場合は提出不要。

2. 契約締結から額の確定までの事務の流れ（概算払の場合）

